

岡崎工科高校のルールについて

創立110年を越える伝統のある本校生徒として、清潔かつ端正で、規律ある学校生活を安全安心に送ることを旨として次のように定めています。

《制服・頭髪規定》

(1) 制服

ア 学校指定のスーツ、カッターシャツ（ブラウス）、半袖開襟シャツ（半袖ブラウス）と、ネクタイを以下の組み合わせで着用する。学校指定の防寒着である紺色セーター・ベストは必要に応じて着用する。なお、スカート丈は膝がかくれる程度とする。

- ① 冬期（4月1日から5月31日と10月1日から3月31日）
スーツ（スラックス・スカート）、カッターシャツ（ブラウス）、ネクタイ
- ② 夏期（6月1日から9月30日）
半袖開襟シャツ（半袖ブラウス）、スラックス（スカート）
- ③ 移行期間（6月1日、10月1日のそれぞれ前後1か月間とする。ただし、気象変化に対応しその限りではない。）
冬期の組合せ（上着は着用しなくて良い）または、夏期の組合せのいずれか

イ 防寒具の規定

- ① 学校指定のセーター・ベスト（校内に限り上着を脱いでも良い）
- ② ウインドブレーカー（白・黒・紺色を基調としたものに限る：登下校時）
- ③ 各種コート（黒・紺・グレー色を基調としたものに限る：登下校時）
- ④ 部活動で統一購入しているアウター（上着）で、学校名等が明記してあるもの（登下校時）
- ⑤ 手袋・マフラー（華美でないもの：登下校時）

ウ その他

- ① 学校指定に準じたベストを着用する場合は、必ず上着を着用する。ただし、学校指定に準じたベストとは、紺色・無地（ワンポイントまで可）・Vネック（ボタンなし）のものをさす。
- ② 無地の黒又はベージュのストッキングを着用しても良い。

(2) 頭髪

清潔な状態で整えてあること。就職試験等に臨める状態を維持する。長さの限度は下記のとおりとし、「染色」・「脱色」・「パーマ」・「段差加工」等の、特殊技巧は禁止とする。

男子：前髪：眉にかからない。横髪：耳にかからない。後髪：シャツの襟にかからない。

女子：前髪は眉にかからないようにするかピンなどで留める。肩より長い場合は華美でないもので結ぶ。

- (3) **インナーシャツ** 白または黒、紺、ベージュ・グレーの無地でワンポイントまでのもの。
- (4) **ベルト** 黒・茶系統の無地
- (5) **靴下** 華美でないもの。（白・黒・紺系統の無地）
- (6) **靴** 運動靴または黒・茶の革靴。サンダルやブーツは禁止。
- (7) **通学カバン** 華美でなく、教科書が十分入るもの。（学校指定はありません）
- (8) **傘・カッパ** 華美でないもの。自転車通学での傘さし運転は法令違反となり厳禁となる。カッパを着用すること。

(9) 携帯電話・スマートフォン等

原則校内には持ち込まない。校内に持ち込む場合には、電源を切り鞆またはロッカーに入れる（校内使用禁止）。使用（所持）が発覚した場合は、預かり指導をする。

(10) その他

- ア 華美なものは使用しない
- イ ネックレス・指輪等の装飾品の着用禁止
- ウ ピアスの装着及び、ピアスの穴開けは禁止
- エ 眉は自然のままとし、化粧・マニキュアは禁止
- オ その他、項目にないものや、個人の特性に対して相談がある場合は、担任・生徒指導部に申し出る

《身だしなみ指導》

日常的に確認します。ただし、年間7回程度(始業式・集会時・L T時等)、全校一斉に身だしなみ指導を実施します。

《土日祝日における体育服での登下校について》

制服の品質維持及び清潔・衛生面を考慮し、土日祝日に限り本校指定の体育服（半袖シャツ・ハーフパンツ・ジャージ上下）における登下校を認めています。（通年）

《アルバイト》

○本校では原則禁止としております。ただし、経済的な理由等特別な事情があれば、アルバイト許可願を提出し実施を許可しています。

今は、高校生でも簡単にアルバイトができます。しかし、アルバイトから良い結果ばかりが得られるわけではありません。生活のリズムが乱れ、夜型の生活になり部活動が続けられなくなったり、授業中居眠りをするなどのマイナス面も十分考えられます。さらに、アルバイト中心の生活となり、アルバイト先でタバコ・バイクを覚え、気持ちが学校から離れ、成績不振から学校をやめていくケースも少なからずあります。

《自転車通学の許可について》

通学距離の条件および許可種類 (※ 次頁に参照図あり)

① 通常許可

- ・ 自宅・学校間の直線距離が2 km超過の場合
- ・ 名鉄東岡崎駅または名鉄美合駅から学校まで等の、直線2 km超過の自転車利用

② 特別許可

- ・ 自宅・学校間の直線距離が1.3～2 kmの範囲にある場合
- ・ JR岡崎駅または名鉄男川駅から学校までの、直線1.3～2 km範囲の自転車利用

※ 自宅から最寄りの駅までの自転車利用は許可申請の必要はありません。

自転車及び装備の条件

ア 必要なもの

- ①前照灯
- ②反射鏡 (ペダルやスポークにも装着すると効果的です)
- ③ベル
- ④スタンド (自転車が垂直に立つ両立スタンドへご協力を)
- ⑤泥除け (前後ともフレームにネジで固定されたもの)
- ⑥鍵は2個以上 (極太ワイヤー式シリンダー錠が効果的です)
- ⑦防犯登録 (愛知県警管轄のもの)
- ⑧雨カッパ (記名をお願いします)
- ⑨安全な乗車ができるよう定期的な点検・整備をお願いします。

イ 禁止しているもの

- ①ドロップハンドル及びブルホーンハンドル、または安全な乗車姿勢がとれないハンドル (前傾姿勢になり速度が出やすいもの等)
- ②ハブステップ (後輪の車軸をフレームに固定する袋ナットが長く伸びたもの)

ウ 許可までの流れ

自転車通学許可願を提出し、1学期始めに行われる車体検査を受けます。合格者に自転車通学証 (シール) を交付しますので、車体後方の泥除けに貼り付けます。

エ お願い

- ①本校施設上、駐輪場が不足しています。両立スタンドが普及すれば収容台数の増加が見込めるためご協力をお願いします。
- ②交通事故が多発しています。生徒の身を守るためにも、できるだけ保険への加入をお願いいたします。
- ③ヘルメット着用の努力義務について

自転車事故において、ヘルメットを着用していなかった者の致死率は、着用していた者に比べて4倍も高くなります。自分の命を守るために、ヘルメットを正しく着用することを強く勧めます。

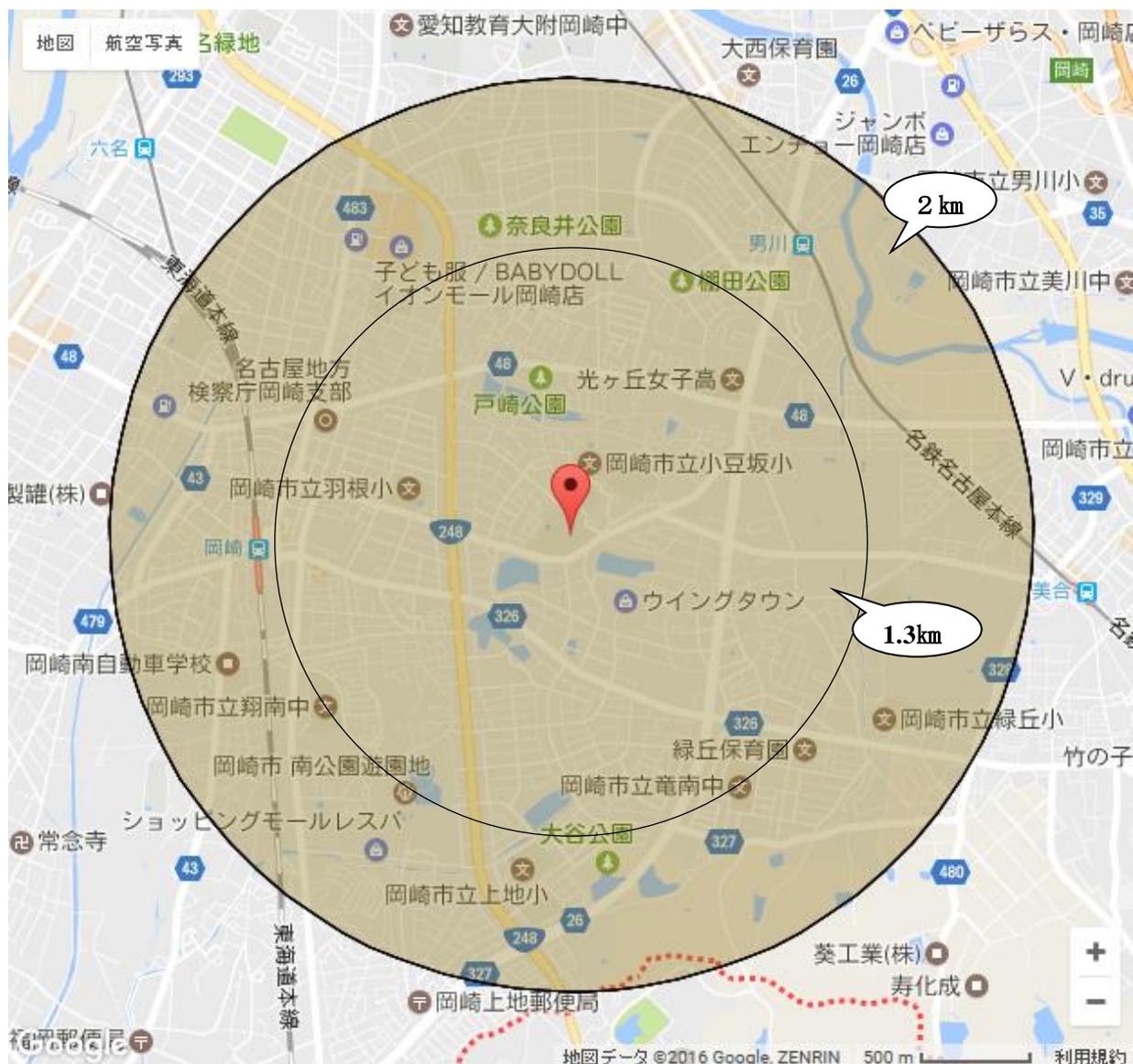
《普通自動車免許の取得について》

普通自動車免許については、卒業後の必要性を考慮して、3年生の12月初旬 (2学期末考査終了後) から自動車学校への入校を認めています。卒業式後すぐに免許取得ができるようになっています。ただし、誕生日の遅い人は仮免許までとなります。

【自転車通学範囲】

①通常許可：2 km超過

②特別許可：1.3～2 km内



【校則の見直しについて】 （令和5年4月1日改定）

令和4年度において、①職員アンケート、②生徒会役員との意見交換、③PTA役員・専門委員との意見交換、④企業・事業所アンケートを実施し、改定案を作成。原案をもとに職員会議を重ね改定した。今後も、必要に応じて上記のような流れで意見を集約し対応する。